

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

平成29年1月31日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県立浜松東高等学校長 望月直

2 担当部局

〒431-3105 静岡県浜松市東区笠井新田町1442番地

静岡県立浜松東高等学校

電話番号 053-434-4401

3 調達内容

(1) 購入物品及び数量 商品実験室実験台 1式

(2) 購入物品の特質等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成29年3月30日(木)

(4) 納入場所 静岡県立浜松東高等学校

(5) 入札方法 総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

4 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「木工製品」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 静岡県内に本社又は営業の拠点を有する者であること。

(4) 当該物品を納入する能力を有する者であること。

(5) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

5 入札者に求められる義務

(1) 納入する物品について、仕様書に示す特質等を有すること。

(2) 物品の納入後、修理、点検その他アフターサービスを納入先の求めに応じ速やかに提供できるよう、メンテナンス体制が整備されていること。

6 仕様書及び入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から平成29年2月7日（火）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 交付場所

〒431-3105 静岡県浜松市東区笠井新田町1442番地

静岡県立浜松東高等学校 事務室

電話番号 053-434-4401

(3) 交付方法

無償交付で直接行うものとする。

7 入札参加資格確認資料の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認資料を平成29年2月7日（火）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）に入札説明書の交付場所に提出すること。

8 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成29年2月9日（木）午前9時30分

(2) 入札の場所

〒431-3105 静岡県浜松市東区笠井新田町1442番地

静岡県立浜松東高等学校 会議室

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入

札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は入札説明書による。

=====

下記の物品について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

平成29年1月31日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県立三島長陵高等学校長 川口 洋二

2 調達内容

(1) 購入物品及び数量 グランドピアノ 1台

(2) 購入物品の特質等 仕様書による。

(3) 納 入 期 限 平成29年3月29日（水）

(4) 入 札 方 法 総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

3 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「音楽用品」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 当該物品を納入する能力を有する者であること。

(4) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でない

こと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けているものを除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。

(6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 入札者に求められる義務

(1) 納入する物品について、仕様書に示す特質等を有すること。

(2) 物品の納入後、修理、点検その他アフターサービスを納入先の求めに応じ速やかに提供できること。

5 仕様書・入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から平成29年2月7日（火）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 交付場所及び担当部局

〒411-0033 静岡県三島市文教町1丁目3番93号

静岡県立三島長陵高等学校 事務室

電話番号 055-986-2000

(3) 交付方法

無償交付で直接行うものとする。

6 入札参加資格確認資料の提出

本入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認資料を平成29年2月9日（木）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）に入札説明書の交付場所に提出すること。

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成29年2月15日（水）午前10時00分

(2) 入札の場所

〒411-0033 静岡県三島市文教町1丁目3番93号

静岡県立三島長陵高等学校 応接室

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は入札説明書による。